

# 東日本大震災の被災者の方の国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険における一部負担金、利用者負担及び保険料(税)の特例減免措置の見直しについて

東日本大震災による被災者の方の国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険における窓口負担及び保険料(税)の特例減免措置については、**令和5年度から段階的な見直しを行っております**。皆様におかれては、ご理解・ご協力をお願いいたします。

## 1. 見直しの対象となる方

東日本大震災が生じた日に下記の地域に住所を有していた被保険者の方

## 2. 見直し内容について

- 特例減免措置については、被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から10年程度で減免措置を終了することとし、**令和5年度(令和5年4月)から順次、見直しを実施**しています。
- 具体的には、①から③の順で見直しを実施します。
  - ①見直し開始年度においては、**保険料(税)の半額が引き続き、減免されます**。
  - ②見直し開始年度の次年度においては、**保険料(税)の減免措置が終了します**。
  - ③見直し開始年度の次々年度においては、**窓口負担(一部負担金及び利用者負担)の減免措置が終了します**。

震災当時に住所を有していた地域	見直しが始まる年度
<b>平成26年までに解除された地域</b> 広野町、楡葉町の一部、南相馬市の一部、川内村の一部、田村市、特定避難勧奨地点	令和5年度
<b>特定被災区域</b> (避難指示区域等以外の被災地) <b>令和元年度までに解除された地域</b> (一定以上の所得の方のみ)	
<b>平成27年に解除された地域</b> 楡葉町の残り全域	令和6年度
<b>平成28年に解除された地域</b> 葛尾村の一部、南相馬市の一部、川内村の残り全域	令和7年度
<b>平成29年に解除された地域</b> 飯舘村の一部、浪江町の一部、川俣町、富岡町の一部	令和8年度
<b>平成31年に解除された地域</b> 大熊町の一部	令和10年度
<b>令和4年に解除された地域</b> 葛尾村の一部、大熊町の一部(※1)、双葉町の一部(※1)	令和13年度
<b>令和5年に解除された地域</b> 浪江町の一部、富岡町の一部(※1、※2)、飯舘村の一部	令和14年度

※1 令和2年に解除された地域を含む。

※2 令和5年11月に解除された地域を除く。

(裏面に続く)

### 3. Q&A

#### ○ 特例減免措置の見直しについて

##### Q1 なぜ見直すことになったのですか？

A1 医療保険等制度は、被保険者の皆様が病気や怪我、介護が必要な状態となっても安心して治療やサービスが受けられるよう、加入者の皆様に保険料（税）等を出し合い、医療費等に充てる助け合いの制度です。

特例減免措置については、避難指示解除後も長期間にわたり減免措置が継続されるなど被保険者間の公平性の観点から課題があったため、今般、段階的に見直しを行うことを決定したものであり、医療保険等制度を将来にわたって守り続けるために必要なものと考えていますので、皆様におかれては、何卒、ご理解・ご協力をお願いいたします。

##### Q2 今回、見直しの対象となる者はどういう方ですか？

A2 東日本大震災が生じた日に見直し対象の地域に住所を有していた被保険者の方が減免措置の見直し対象となります。具体的な見直しの開始年度等については、下記の相談窓口にお問い合わせください。

#### ○ 一部負担金及び利用者負担金の支払いについて

##### Q3 どの程度、一部負担金及び利用者負担を支払う必要がありますか？

A3 以下のとおり、年齢などに応じて、医療機関等の窓口において、医療費及び介護サービス費の何割を支払う必要があるのか、その負担割合が決められています。

- 小学校入学前：2割 ●小学校入学後、70歳未満：3割
- 【医療保険】●70歳以上75歳未満：2割（ただし、現役並み所得者は3割）
- 75歳以上※<sup>1</sup>：原則、1割※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む。

※<sup>2</sup> 被保険者の方の収入等に応じて1～3割の負担。

- 【介護保険】●原則、1割（被保険者の方の収入等に応じて1～3割の負担）

また、毎月の医療費の一部負担金や介護サービスの利用者負担額が高額になったときには、上限額を超えた分が高額療養費や高額介護サービス費として支給されます。上限額については所得などにより異なりますので、詳細は現在、ご加入の保険者にご相談ください。

#### ○ 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料（税）の支払いについて

##### Q4 どの程度、保険料（税）を支払う必要がありますか？

A4 保険料（税）は、前年度の所得等に応じて算定されますが、具体的な保険料（税）額の設定方法などの詳細は、現在、ご加入の保険者にご相談ください。

なお、今回の見直しにあたっては、急激な負担増にならないよう、見直しの1年目は保険料（税）の全額ではなく、半額を負担いただくこととしています。

##### Q5 保険料（税）の支払いが困難な場合はどうすればいいですか？

A5 特別な事情により、保険料（税）の支払いが困難なときは、申請により分割納付などできます。支払いが困難な場合は、現在、ご加入の保険者にお早めにご相談ください。

### 4. お問い合わせ先

★見直しに関してご不明な点は電話相談窓口（コールセンター）にお問い合わせください。

電話番号：0120-911-488（通話無料）

開設時間：9：00～18：00（土日祝日、年末年始を除く）

※保険料（税）の具体的な金額や設定方法、お支払方法に関するご相談は、現在ご加入の保険者にお問い合わせください。